

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

| | | | | | |
|---|----|----|----|----|----|
| 原 | 議 | 永 | 年 | 保 | 存 |
| 共 | 00 | 00 | 10 | 31 | 5年 |

宮本広報第408号
平成25年9月10日
宮城県警察本部長

宮城県警察カラーガード隊設置要綱の改正について（通達）

宮城県警察カラーガード隊の設置については、「宮城県警察カラーガード隊設置要綱の制定について（通達）」（昭和55年10月1日付け宮警本広第1269号ほか）及び「宮城県警察カラーガード隊設置要綱の一部改正について（通達）」（平成16年9月14日付け宮本広第170号）により実施してきたところであるが、平成25年度の組織機構改編により、総務部広報相談課（以下「広報相談課」という。）が廃止され、同部に広報広聴課が新設されたことに伴い、宮城県警察カラーガード隊設置要綱を別添のとおり改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記2通達は廃止する。

宮城県警察カラーガード隊設置要綱

1 趣旨

この要綱は、宮城県警察カラーガード隊（以下「カラーガード隊」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 設置

総務部広報広聴課（以下「広報広聴課」という。）にカラーガード隊を置く。

3 任務

カラーガード隊は、広報広聴課に置かれた宮城県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）とともに警察広報を推進し、県民と警察との融和を図り、もって県民の理解と協力の確保に努めることを任務とする。

4 編成

カラーガード隊の隊員（以下「隊員」という。）は、「宮城県警察広報活動推進員運用要綱の改正について（通達）」（平成25年9月10日付け宮本広報第409号）に規定する警察広報活動推進員により編成する。

5 活動の基準

カラーガード隊は、次の場合に活動するものとする。

- (1) 警察が主催する行事その他の公共的な行事において、音楽隊とともに活動することにより、県民と警察との融和を図り、県民の警察活動に対する理解と協力の確保を図る上で効果があると認められる場合
- (2) その他警察本部長が必要と認める場合

6 指導監督等

- (1) 総務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）は、前記3の任務が最高度に発揮されるよう効果的な運用に努めなければならない。
- (2) 広報広聴課長は、カラーガード隊の資質及び技能の向上を図るために必要な訓練及び指導教養を行うとともに、カラーガード隊を指揮監督するものとする。

7 教養、訓練及び活動計画

- (1) 広報広聴課長は、隊員の毎月の活動計画を策定し、教養、訓練及び活動を行うものとする。
- (2) 広報広聴課長は、隊員の技術の向上を集中的に実施するため、特別活動を行うことができるものとする。

8 隊員の心得

隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) カラーガード隊の任務を自覚し、規律を守り、品位を養い、奉仕の精神を持って活動に当たること。
- (2) 隊員相互の融和を図り、一致協力するとともに、常に技術の体得、錬磨に努めること。
- (3) 必要な用具、被服等の保管及び手入れを適切に行い、紛失又は損傷することの

ないようにすること。

9 服装及び装備品

隊員の服装及び装備品については、別に定める。

10 細則

この要綱に定めるもののほか、カラーガード隊の運用に関し必要な事項は、別に定める。